

## パートタイム・アルバイト就業規則（テレアポ部門用）新旧対照表

改正箇所	現行文	改正案	改正の趣旨・確認ポイント
第8条 年次有給休暇	第8条 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤したアルバイト社員に対しては、週所定労働日数に応じて以下のとおり年次有給休暇（以下「年休」という）を与える。  （表あり）	第8条 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤したアルバイト社員に対しては、週所定労働日数に応じて以下の通り年次有給休暇を与える。  （表あり）	「年休」という略称を削除し、表記を簡略化。
第8条の2 年休付与区分の確定	第8条の2 年休の付与日数は、付与基準日における週所定労働日数に応じて第8条の表により決定する。  2 週所定労働日数が月ごとに変動する者は、付与基準日前直近6か月間の所定労働日数を26週で除した週平均所定労働日数により決定する。  3 端数処理は0.5未満切捨て、0.5以上切上げ。	削除	変動シフト時の年休付与区分確定規定を削除。削除する場合は、実務上の判断基準が別途運用ルールとして残るか確認推奨。
第8条の3 年休の申請	年休取得日の特定、前日までの申請、やむを得ない場合の当日連絡・事後申請、時季変更、代替日提示・協議を規定。	削除	年休申請手続の詳細規定を削除。運用上は申請方法・期限を社内ルール等で補完するのが望ましい。
第8条の4 年休取得日の賃金計算	直近3か月間の所定労働時間合計を所定労働日数で除した1日平均所定労働時間とし、15分単位で端数処理する旨を規定。	削除	年休取得日の賃金計算規定を削除。賃金規程又は労働契約上の支払方法との整合確認が必要。

改正箇所	現行文	改正案	改正の趣旨・確認ポイント
第8条の5 年休の取扱い	年休取得日の賃金は賃金規程による。年休請求権は付与日から2年間行使しないと消滅。残日数は2年間繰越し可能。	削除	年休消滅・繰越規定を削除。法定事項のため、削除後も法令に従い運用する必要あり。
第9条第2項～第5項 通勤手当	第9条第2項 通勤手当は、月額5,000円を上限として実費相当額を支給する。	<p>第9条第2項 通勤手当は、通勤に要する費用について、合理的な通勤経路および方法に基づく実費相当額を支給するものとし、勤務する営業所またはオフィスに応じて次のとおりとする。</p> <p>(1) 北陸営業所勤務者 月額5,000円を上限として支給する。</p> <p>(2) 関西営業所勤務者（旧拠点） 月額5,000円を上限として支給する。</p> <p>(3) 関西オフィス勤務者（新拠点） 実費額の全額を支給する。</p> <p>3 通勤経路・方法は最も経済的かつ合理的なものとし、会社が認めたものに限る。</p> <p>4 著しく高額となる場合、会社は通勤経路又は通勤方法の変更を求めることがある。</p> <p>5 特急料金、新幹線料金その他これに準ずる費用は会社の事前承認を要する。</p>	関西オフィス勤務者の交通費全額支給を明文化。正社員用就業規則・賃金規程と同一趣旨で整合。

改正箇所	現行文	改正案	改正の趣旨・確認ポイント
第9条第6項 退職金	第9条第3項 アルバイト社員に対して退職金は支給しない。	第9条第6項 アルバイト社員に対して退職金は支給しない。	通勤手当規定の増設に伴う項番号繰下げ。内容変更なし。
附則	本規則は、令和8年3月1日から施行する。	本規則は、令和8年3月1日から施行する。  本規則の改正は、令和8年5月1日から施行する。	令和8年5月1日改正の施行日を追加。